



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年8月3日火曜日 第1580号

◇ 目次 ◇

貸金業者の登録取消し.....	835
漁業の免許.....	835
道路の区域変更（県道丹原小松線）.....	835
道路の供用開始（ " ）.....	836
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	836
道路の供用開始（ " ）.....	836
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	836
道路の供用開始（ " ）.....	837
道路の区域変更（県道串中山線）.....	837
道路の供用開始（ " ）.....	837

道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	837
道路の供用開始（ " ）.....	837
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	838
道路の供用開始（ " ）.....	838
道路の区域変更（県道吉田宇和島線）.....	838
道路の供用開始（ " ）.....	838
道路の供用開始（県道目黒松丸線）.....	839
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....	839

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	839
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1667号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

商号又は名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日	取消年月日
リトルキャッシング	横井 春美	西条市神拝字新田甲517番3	愛媛県知事（2）第01963号	平成15年9月11日	平成16年7月27日
大誠商事	神東 綾	松山市土居町686番地 イーストリバース松山1203号	愛媛県知事（N1）第02020号	平成14年1月8日	平成16年7月27日

○愛媛県告示第1668号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成16年8月1日次のように区画漁業を免許した。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
伊特區第24号	西宇和郡瀬戸町三机字坂本乙2989番地13 瀬戸町漁業協同組合	平成16年5月28日愛媛県告示第1156号のとおり	平成16年8月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第1669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	丹原小松線	周桑郡丹原町大字明穂乙46番から同大字乙52番まで	旧	メートル 19.0～22.0	キロメートル 0.041	
			新	19.0～29.0	0.045	

○愛媛県告示第1670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	丹原小松線	周桑郡丹原町大字明穂乙46番から 同大字乙52番まで	平成16年8月3日

○愛媛県告示第1671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山北条線	松山市山田町1386番20から 同町1386番22まで	旧	メートル 12.2～19.4	キロメートル 0.044	
			新	12.6～19.8	0.044	
"	"	松山市山田町1386番19	旧	14.4～14.6	0.003	
			新	14.8～15.2	0.003	

○愛媛県告示第1672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山北条線	松山市山田町1386番20から 同町1386番22まで	平成16年8月3日
"	"	松山市山田町1386番19	"

○愛媛県告示第1673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山北条線	北条市客字式反地甲65番3	旧	メートル 6.4～7.6	キロメートル 0.035	
			新	7.0～13.6	0.035	

○愛媛県告示第1674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	北条市客字式反地甲65番3	平成16年 8月 3日

○愛媛県告示第1675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串中山線	伊予郡中山町大字中山5号390番7	旧	メートル 9.5～23.0	キロメートル 0.025	
			新	22.0～34.5	0.025	

○愛媛県告示第1676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	伊予郡中山町大字中山5号390番7	平成16年 8月 3日

○愛媛県告示第1677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川乙1280番4から 同市蔵川乙1279番3まで	旧	メートル 5.0～7.0	キロメートル 0.072	
			新	6.0～15.0	0.072	

○愛媛県告示第1678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川乙1280番4から 同市蔵川乙1279番3まで	平成16年8月3日

○愛媛県告示第1679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町小松2432番3から 同町小松2427番2まで	旧	メートル 4.0～12.0	キロメートル 0.129	
			新	5.6～56.2	0.108	
"	"	西予市野村町小松2427番地先から 同町小松2428番地先まで	旧	4.5～7.1	0.055	
			新	4.5～7.1 44.2～60.3	0.055 0.038	
"	"	西予市野村町小松2431番2から 同町小松2430番2まで	旧	4.3～7.0	0.085	
			新	21.2～50.0	0.073	

○愛媛県告示第1680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町小松2432番3から 同町小松2430番2まで	平成16年8月3日

○愛媛県告示第1681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字谷山甲1601番2から 同字丙158番1まで	旧	メートル 3.0～14.5	キロメートル 0.070	
			新	4.0～19.0	0.070	

○愛媛県告示第1682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字谷山甲1601番2から 同字丙158番1まで	平成16年8月3日

○愛媛県告示第1683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2717番3から 同大字2747番3まで	平成16年8月3日

○愛媛県告示第1684号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画公園
5・5・2 桜井総合公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 今治市湯ノ浦の一部

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年8月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年7月23日	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	松 田 博	愛媛県松山市室町74番地2	この法人は、難病をもつ子供たち及びその家族を支援し、もって不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

